

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

規制の名称：伐採及び伐採後の造林に関する届出書を不要とする特例の設定

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：林野庁森林整備部整備課

評価実施時期：令和2年12月～令和3年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることが重要であることから、特定植栽事業を行うこととしている。

規制の緩和特例を設定しなかった場合のベースラインとして、認定を受けた特定植栽事業計画に基づき伐採をしようとする者に対しても、「伐採及び伐採後の造林の届出書」（以下「伐造届」という。）※の提出を求めることを想定する。

伐造届は、伐採予定日の30日前までに提出する必要があることから、規制の緩和特例を設定しなかった場合に比べて、別途一ヶ月程度の時間を要することとなる。

※ 民有林の立木を伐採し、その跡地に再造林しようとする場合、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に基づき、伐採予定日の30日前までに、市町村の長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要がある。

伐造届には、地番もしくは林小班（所有者別・林況別に森林の所在を表す、0.5～1ha程度毎に区切られた区画）、伐採の方法・期間・面積、伐採後に行う造林の方法・樹種等を、伐採を行う森林の所在場所ごとに明記することとされている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

森林の間伐等の実施の促進に関する法律は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成 20 年に制定、平成 25 年に改正・延長され、平成 32 年度（令和 2 年度）までに実施される間伐等の森林整備、成長に優れた樹木の増殖を推進してきている。

この間、平成 28 年には、京都議定書の後継であるパリ協定が発効し、我が国の森林吸収量目標（令和 12（2030）年度に 2.0%削減）の達成のため、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要となっている。さらに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることも重要となっている。

この目標を達成するため、法定交付金（美しい森林づくり基盤整備交付金）の交付、森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例など現行法に基づく支援措置を令和 12（2030）年度まで 10 年間延長するとともに、特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、

- ア. 自然的社会的条件からみて植栽に適した区域（特定植栽促進区域）を指定
 - イ. 特定植栽区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業体等が作成する計画（特定植栽事業計画）を認定
 - ウ. 特定植栽事業計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる
- 制度を創設する。

他方、民有林の立木を伐採し再造林しようとする場合、森林法に基づき、伐採予定日の 30 日前までに、市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」（伐造届）を提出する必要がある。

しかしながら、特定植栽事業計画（以下「事業計画」という。）では、具体的な実施箇所が指定され、伐造届に記載すべき内容が含まれていること、都道府県知事の事業計画の認定にあたり市町村長への協議が行われることから、事業計画の認定は伐造届の提出と同等の効果を有している。

このような中で、事業計画の認定を受けた者に対して伐造届の提出を引き続き義務づけることは二重の負担を課すことになり、事業計画の認定を受ける事業者が減少するおそれがある。

【規制の内容】

事業計画の認定を受けた場合、伐造届の提出を不要とすることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本特例は、森林法に基づく手続きを一部省略する例外を定め、事業計画認定との重複を解消するものであり、この措置によって追加の法令等の遵守を求めるものではない。また、特定植栽を行った森林の管理については、通常の森林巡視によって確認が可能であることから、追加の遵守費用は想定されない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本措置は、森林法に基づく手続きを一部省略する例外を定め、事業計画認定との重複を解消することで、行政手続きを減らすものであり、追加で必要となる作業は発生しない。また、森林の状況把握については、通常の森林法における業務で実施される巡視によって対応可能であることから、この措置による、追加的な巡視、管理等の行政上の費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正では、特定植栽事業を行おうとする者が、都道府県知事から事業計画の認定を受けることで、伐造届を市町村に提出することなく伐採を開始することができることから、伐造届の作成に要していた事務費用が便益となる。

特定植栽事業の対象となる森林は、苗木の供給見込から年間約 1 万 ha 程度を見込んでおり、伐造届の面積はほとんどが 10ha 以下であることを踏まえ一件当たりの面積を 10ha として、全ての特定植栽事業が特定植栽事業計画に沿って実施されると仮定すると、年間 1,000 件程度の伐造届の提出が削減されるものと見込まれる。

また、事業計画が認定されることで林業・木材産業改善資金の特例等の優遇を受けることが可能となり、特定植栽事業の実施が推進され、森林吸収源のより一層の確保につながる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

上記伐造届の活用見込を元に、事務費用が不要となることによる便益を以下の通り推計する。

- ・ 伐造届一件当たりの処理時間

現地確認等を含めて 1 日程度

- ・ 伐造届を処理する職員の人件費

地方交付税における職員給与費統一単価積算基礎 一般職員 A の給与月額を月 20 日として日割り計算し、約 1 万 6 千円（327,500 円/20 日）

- ・ 特例が活用されることによる事務費用が不要となることによる便益

1,000 件 × 1 日 × 1 万 6 千円 = 1,600 万円

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本規制緩和は、特定植栽事業計画の認定を受けた事業者が計画に従って伐採を行う場合に伐造届の提出を不要とすることで手続きの重複を解消するものであり、伐造届を提出する場合と同様の内容が計画に盛り込まれること、また、造林後に必要な保育がなされるよう行われる現地の巡視等については森林法に基づく伐造届を提出して伐採が行われる際にも同様に行われるものであることから、この規制緩和によって遵守費用は変動しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制緩和の導入により副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の緩和は、手続きの重複を解消するものであり、伐採・造林に関して追加で実施すべき行為を求めるものではないことから、追加的な遵守費用は発生しない。また、同様の理由から行政側についても追加の対応を求めるのではなく、伐採箇所の現地調査や再造林の実施状況等の確認についても、現在の伐造届に係る事務の執行体制において対応することが十分可能である。さらに、緩和による副次的影響等も想定されないことから、規制を緩和することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から

比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案の内容】

特定植栽促進区域において、一律に伐造届を不要とすることが代替案として考えられる

【費用】

・ 遵守費用

遵守すべき内容がなくなることから、遵守費用は発生しない。

・ 行政費用

確認すべき届出がなくなることから、緩和自体については追加の行政費用は発生しないが、届出の有無に関係なく伐採が可能となることから伐採が行われた森林の確認について行政側が全森林を常に巡視することが必要となり、これまでの届出がなされた場合に比べて巡視範囲は格段に広くなることから巡視に係る行政コストは大幅に上昇する。

【効果】

伐造届を不要とする場合、伐採前の手続きは簡素化されるが、伐採内容等を確認する手段を失うこととなる。

【副次的な影響及び波及的な影響】

森林の伐採方法や伐採後の造林の方法等について、市町村森林整備計画等との整合性を確認することを目的としている伐造届を一律に不要とした場合、伐採内容の適否を判断する手段がなくなり、無秩序な伐採が発生し、伐採後に行われるべき再造林が実施されなくなることが想定される。その際、パリ協定に基づく森林吸収量は減少として扱われ、本法において目指している森林吸収源の確保に逆行するばかりでなく、森林が持つ水源涵養や土砂災害防止といった公益的機能が損なわれることとなる。

【費用と効果の把握】

直接的に費用の把握をすることはできないが、地球温暖化対策の追加的対策の実施、水源涵養や土砂災害防止・復旧に必要な費用等が発生することが懸念される。

【規制案と代替案の比較】

本規制緩和案は特定植栽事業計画との手続きの重複を回避するものであり、副次的効果の発生も予想されない。対して、代替案では効果が無い上に、無秩序な伐採による森林に対する多大なる負の影響が発生することが想定される。よって、本規制緩和案を採用することが妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

なし

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法施行後 5 年を目処に実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

・ 伐造届の提出が不要とされた特定植栽事業計画の認定件数